



様式第 16 号（第 12 条関係）

令和 7 年 4 月 30 日

三 豊 市 長 様

申請者

団体の所在地 三豊市財田町財田上 2171 番地 1

団体の名称 特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

代表者氏名 理 事 長 白 川 洋 二

電話番号 0875-67-3790 (責任者:大西義見/担当:大石秀子)

地域内分権推進交付金実績報告書

令和 6 年 4 月 22 日付け三政地第 128 号により、交付金の交付決定額を受けた地域内分権推進事業について、下記の通り実施したので、三豊市地域内分権推進交付金規則第 12 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 実績報告額 7,841,024 円
2. 添付書類
 - (1) 事業報告書 1 部
 - (2) 決算監査報告書 1 部
 - (3) 貸借対照表 1 部
 - (4) 財産目録 1 部
 - (5) 収支決算書 1 部
 - (6) 全役員名簿 1 部
 - (7) 事業年度末の定款又は規約 1 部
 - (8) その他市長が必要と認める書類

以上

令和6年度事業報告及び収支決算報告について

事業報告書

(令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊財田

1 事業の成果

【部会】

予算に対する成果

- ・部会の予算総額250,000円に対し、実績額が231,634円と92.65%を運用し予算通りに執行。活動による成果をあげることができた。
- ・にこにこ元気部会「ポン菓子加工販売」では、売上目標額90,000円に対し実績額が172,000円、191%と予算を超える成果があった。差額は事業費に充てることで、当事業に関しては交付金を使わずに活動を行った。
- ・今年度より新しく始めた防災部会では予算45,000円に対し、実績額が55,772円と123.9%運用。予備費を活用し予定以上の成果をあげることができた。

活動に関する成果

- ・あんしん安全部会「カーブミラー清掃活動」では、清掃時にカーブミラーの点検を行い、三豊市の建設港湾課へ報告、点検箇所の改善が行われた。
- ・防災部会では自治会連合会と共催で防災訓練を行なった。これをきっかけに町内の婦人会や自治会、老人会などで自主的に防災行事が開催されるなどの波及効果が得られた。
- ・ふれあい交流部会「ありがとう財田駅舎」では財田町公民館と共催でイベントを開催した。100年以上の歴史ある財田駅舎の取り壊しを前にメッセージボードを設置することで、戦時中から現在に至るまで、たくさんの人の心に「財田駅舎」とのかけがえのない思い出があることを知れた。

【地域団体との連携事業】

予算に対する成果

- ・事業の予算総額548,000円に対し、実績額が419,122円と76.48%を運用し、ほぼ予算通りに執行することができた。

活動に関する効果

- ・財田のむかしばなし伝承の会主管の「むかしばなしゆかりの地めぐり」では財田町公民館と共催でイベントを開催。和光中学校生徒によるボランティアサークル「宝楽」(財田町公民館所属)へ作画を依頼し、イベントで使用する紙芝居を作成した。
- ・財TURN*移住定住促進事業では、週末に農業を学ぶ大人向け大学の視察を受入れし、農業を志す層へ向け「農業の町財田」をアピールする事ができた。他に当団体の活動外でも講演依頼を受けるなどし、独自の活動へと一段の進境を示している。

受益者に関する成果

「財田の里で化石を探そう」では、三豊市内の小中学校へチラシを配布し50人の参加枠に対し、163名の希望者が集まり抽選を行った。当事業に対する興味関心度は高く、潜在的な受益者がいることが分かった。

2 個別事業報告書

1. 【部会事業】

事業名	くまもろう環境部会 > 財田「さくらの郷」計画			
事業目的	<p>誼之丞まつりの開催場所としても知られる戸川ダム公園周辺と塔重山公園周辺をはじめ、財田町内を「さくらの郷」と銘打って桜の育成と樹木の管理を行い、市民が憩える環境づくりと、町内外に対しても桜の郷として誇れるような地域づくりをする。</p>			
事業内容	<p>戸川ダム公園及び塔重山公園に植樹した桜の木が順調に生育するように、病害虫駆除、^{つた}蔦、^{つる}蔓の除去等を行うとともに、周辺の草刈りとゴミ拾い等の作業を行った。</p>			
実施日時	令和6年7月7日（日）AM7:00～AM9:00			
実施場所	戸川ダム公園、塔重山公園周辺			
受益者	財田町民ほか公園来園者 約 13,000 人	従事人数	40人	
本事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> 参加者協力のもと、桜の育成及び維持管理を行っているため、誼之丞まつりで来園者が多数訪れている。 桜の古木管理を関係者と協議する必要がある。なお古木の管理、伐採については、平成30年以降、三豊市に話を行っている状況である。今後、古木の倒木や枝折れによる事故等が懸念される。古木がなくなれば、新規苗木の植樹が必要となる。 	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	38,023円	支出額	38,023円
	内訳 受取交付金	38,023円	内訳 業務委託費	23,715円
			会議費	5,778円
			通信運搬費	3,780円
			燃料費	4,750円

2. 【部会事業】

事業名	くあんしん安全部会 > 財田町内のカーブミラー清掃活動			
事業目的	<p>町内の道路に設置してあるカーブミラーを清掃することで、そこを通るドライバーや歩行者が対向車などを認識しやすくなり、出合頭での事故防止や美観の維持につながる。</p>			
事業内容	<p>町内の道路に設置してあるカーブミラーの清掃及び点検を一組2～3名で12地区に分かれ行った。清掃後、ミラー等不具合箇所について三豊市へ対応依頼を行った。</p>			
実施日時	令和6年11月9日（土）AM8:30～AM10:00			
実施場所	財田町内道路（カーブミラー設置約220ヵ所）			
受益者	財田町民、通行車両ほか約 22,000 人	従事人数	32人	
本事業の評価	<ul style="list-style-type: none"> 町内のカーブミラーを予定通りきれいに清掃することができた。 不具合箇所（32件）は、三豊市へ報告を行い不具合箇所の改善が行われた。その結果、町民が安全運転できるようになった。 	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	4,150円	支出額	4,150円
	内訳 受取交付金	4,150円	内訳 通信運搬費	3,300円
			燃料費	850円

3. 【部会事業】

事業名	＜防災部会＞ 防災関連普及事業			
事業目的	阪神淡路大震災以降日本各地で起こる震災・豪雨災害。それらが対岸の火事ではなく財田にも起こりえるかもしれない状況となっている。 どんな災害が起こっても、財田町が町全体で災害を乗り越えることのできる町づくりをめざす。			
事業内容	防災に関する行事を企画するため、会合を定期的で開催した。 防災士の協力を得て親子対象にした防災デイキャンプの実施や自治会と共催し防災訓練を実施した。また防災用品の展示や防災講話などを行った。参加者にアンケートを依頼し今後の活動の参考とした。			
実施日時	令和6年11月30日（土）AM8:00～PM3:00 令和7年 1月18日（土）AM8:00～AM11:00 令和7年 2月23日（日）PM7:00～PM9:00			
実施場所	財田町公民館、財田町総合運動公園、川上総合センター			
受益者	財田町民 67人	従事人数	延べ84人	
本事業の評価	災害が発生した時、私たちがどのように対応したらよいか、また処置を行えばよいか、今回の訓練を通じ理解が深まった。今後も防災士や自治会などと協力して継続していける事業となっている。	次年度以降の実施予定	<input type="checkbox"/> 継続・廃止	
決算額	収入額	55,772円	支出額	55,772円
	内訳 受取交付金	46,272円	内訳 会議費	2,360円
	受取負担金	9,500円	消耗品費	22,475円
			印刷製本費	3,250円
			材料費	12,283円
			通信運搬費	3,740円
			保険料	11,664円

4. 【部会事業】

事業名	<くにここ元気部会> ポン菓子加工販売事業			
事業目的	昔懐かしいポン菓子子どもたちや大人に知ってもらうため、地域で行われているイベントなど催し物に出向き、ポン菓子加工販売を行い地域活性化に寄与する。またお米を使うことで、コメ消費拡大のPRにつなげる。			
事業内容	ポン菓子加工販売を定期的に行い予約申込者にポン菓子商品を渡せた。また町内の主な催しもの（謹之丞まつり、たからだ文化祭）に出店し来場者にポン菓子の実演販売を行った。			
実施日時	4/6AM8:30～PM9:00、4/7AM8:30～PM4:00（謹之丞まつり出店） 5/18、9/14、12/14 AM8:30～12:00（加工販売） 10/26 AM9:00～PM6:00、10/27AM9:00～PM5:00（たからだ文化祭出店）			
実施場所	謹之丞まつり会場、財田庁舎前駐車場			
受益者	財田町民 約1,000人	従事人数	延べ 80人	
本事業の評価	・年2回の催し物出店と年3回の定期販売を行い、売上高増とコメ消費拡大の目標が達成できた。 ・リピーターの定着ができた。 ・お米以外の商品づくりが課題である。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	172,000円	支出額	102,651円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 会議費	9,720円
	売上高	172,000円	消耗品費	14,981円
	収入 172,000円		水道光熱費	10,000円
	支出 102,651円		材料費	40,650円
	差引き 69,349円		賃借料	27,300円

5. 【部会事業】

事業名	<広報部会> 広報誌発行及び広報活動			
事業目的	まちづくり推進隊財田の活動内容や、町内外の行事・イベント等について、様々な方法で発信することで、情報を共有したり、理解・協力を得たりする。			
事業内容	年2回7月と1月にまちづくり推進隊財田の広報誌「まちづくり財田」を発行した。毎月「さいた活動カレンダー・財田写真新聞」を作成し発行した。各種団体、事業の活動状況や町内外の行事、イベント等やFACEBOOK等を活用してインターネットにて情報発信を行った。			
実施日時	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
実施場所	財田町内、まちづくり推進隊事務所			
受益者	財田町民他 約13,000人	従事人数	延べ18人	
本事業の評価	・広報誌を年2回、さいた活動カレンダーと財田写真新聞を毎月発行できた。 ・SNS等で町内外に向け情報発信を行った。 ・広報誌など発行することで、町民にまちづくり推進隊財田の活動を知る機会を与えられたことや、参加意欲を高めることができた。またSNS発信ですることにより町内外の人たちに推進隊の活動をアピールし、興味や関心を与えることができた。	次年度以降の実施予定	<input type="checkbox"/> 継続・廃止	
決算額	収入額	27,860円	支出額	27,860円
	内訳 受取交付金	27,860円	内訳 印刷製本費	27,860円

6. 【部会事業】

事業名	＜ふれあい交流部会＞ 財田駅舎感謝イベント			
事業目的	令和6年5月に取り壊し予定の財田駅舎へ感謝の気持ちを込めたイベントを開催し、駅を利用していた幅広い世代に駅舎を通じた心の交流を促す。			
事業内容	築100年を超えるJR財田駅舎が解体されるため、感謝を書いてもらう「ありがとう」財田駅舎メッセージボード」の設置と、思い出の駅舎の姿を残そうとスケッチ会を開催した。・和光中学校2年生が校外学習で計画した駅舎スケッチの講師を務めた。・一般と中学生のスケッチ34点とメッセージボードを公民館のギャラリーで展示した。			
実施日時	令和6年4月29日（月）・令和6年5月8日（水）			
実施場所	JR財田駅舎（スケッチ会）・財田町公民館（スケッチ作品展示）			
受益者	財田町民・駅利用経験者・中学生 44人	従事人数	延べ2人	
本事業の評価	地域の方が利用している鉄道駅舎が取り壊される前に、スケッチ会などイベントを開催でき、メディアで紹介されたことは意義あるものであった。メッセージボードには隙間なく感謝や思い出のメッセージが書かれた。遠方の来られない方はSNSなどで受け付けた。メッセージから駅舎が多くの人に愛されていた事が伝わった。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	3,178円	支出額	3,178円
	内訳 受取交付金	3,178円	内訳 消耗品費	2,178円
			保険料	1,000円

7. 【自主事業】

事業名	さいたの里で化石を探そう			
事業目的	岩石に触れることでできる自然への興味、専門家の先生方の指導を受けながら数々の自然の発見をこの教室を通じて感じてもらい、将来の学者への夢を持てる三豊市の子どもたちに育てていけるよう実施する。			
事業内容	財田町、三豊市内外の子どもたちに対し、財田の里山で採掘できる岩石の面白さに触れる機会を創出し、専門家の先生の指導を受けながら、子どもたちの可能性や夢を育てることを目的に行った。具体的には、講師の先生から説明と注意点の講義を受けた後、化石の層を切り崩した岩石の中からハンマーを片手に岩石を割って自分自身の手で化石を見つけ出す作業を行った。			
実施日時	令和6年10月12日（土）午前の部AM9:00～11:30、午後の部PM1:00～3:30			
実施場所	財田町灰倉地区			
受益者	三豊市内の親子他 41人	従事人数	延べ15人	
本事業の評価	講師の先生方や会員の皆さんの協力を得て、トンネルでの化石採取とは違った視点からの体験により、より一層科学に対する子どもたちの探究心が養われた。・子どもたちが化石採取に興味を持ち、講師に様々な質問をしており文化財への探究心を深められる事業となった。	次年度以降の実施予定	継続 ・廃止	
決算額	収入額	73,882円	支出額	73,882円
	内訳 受取交付金	37,382円	内訳 諸謝金	44,084円
	受取負担金	36,500円	会議費	1,800円
			消耗品費	7,310円
			燃料費	2,295円
			印刷製本費	11,460円
			保険料	1,933円
			賃借料	5,000円

8. 【自主事業】

事業名	財田少年少女ものづくり教室			
事業目的	ものづくりは一朝一夕にできるものでなく基礎からの積み上げが必要である。内容を理解したうえでないと高度な製品は作れない。この発想の基となるのが幼い時に培った柔軟な考え方である。学校教育では時間数の制限もあり時間をかけて各自の興味関心に応えることは難しい。そこで身の回りにあるものを使い、子どもたちの興味関心を喚起し、将来のものづくりへの道しるべとする。			
事業内容	子どもに基礎的な作品の製作を通して、ものづくりに興味関心をもってもらい、生きる力を培うとともに将来の進路選択にも役立ててほしいと考え、夏休みの期間を利用して学べる教室を開催した。今年は、金属マグネシウムと備長炭を使って海水で光るマグネシウム電池を制作した。			
実施日時	令和6年7月24日（火）、7月25日（水） PM1:00～4:30			
実施場所	財田町公民館			
受益者	財田町民、市内小学生 14人	従事人数	5人	
本事業の評価	子どもたちは、電気、電池について学習し理解を深めた。また海水で光るマグネシウム電池に興味を持ち参加者14名全員が電池を製作しており、子どもたちの興味関心を喚起できる事業となっている。	次年度以降の実施予定	継続 ・廃止	
決算額	収入額	42,933円	支出額	42,933円
	内訳 受取交付金	28,933円	内訳 消耗品費	32,075円
	受取負担金	14,000円	印刷製本費	6,980円
			保険料	3,878円

9. 【自主事業】

事業名	＜財田のむかしばなし伝承の会＞ 財田のむかしばなしに関わる寺院・史跡を訪ねて			
事業目的	令和2年2月、財田のむかしばなし4話の由来となる場所に看板が設置されたことに伴い、話の内容や場所を地域の多くの人たちに知ってもらうためゆかりの地を巡る。			
事業内容	地域の方に由来の地を広く知ってもらうため、その場所に訪れ地元の方から説明等を受け、将来の世代に語り告げるよう活動を2回行った。一回の開催で30名の参加者を募集した。徒歩で財田のむかしばなしに関する寺院・史跡を訪れ、それに関する紙芝居や昔話を披露した。			
実施日時	1回目 令和6年11月23日（土）AM9:00～AM11:00 2回目 令和7年3月9日（日）AM9:00～AM11:00			
実施場所	財田のむかしばなしに関わる寺院、史跡等 1回目財田中 雨宮神社とへんろ淵 2回目財田上 品福寺→砥石観音堂→萬福寺			
受益者	財田町民ほか 100人	従事人数	延べ18人	
本事業の評価	地域住民の方の協力により、ゆかりの地の由来について詳しく話を聞くことができ、次回も参加したいという希望者が大勢おり、むかしばなしに興味関心を持ってもらえる事業である。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	25,149円	支出額	25,149円
	内訳 受取交付金	25,149円	内訳 会議費	505円
			消耗品費	17,054円
			印刷製本費	7,590円

10. 【自主事業】

事業名	「財田の名所史跡と財田のむかしばなし」の看板清掃			
事業目的	財田町内に「財田のむかしばなし」看板及び「史跡名所案内」看板を設置しているが、屋外設置のため汚れやすく腐食等も発生することがある。そのため看板を清掃点検する。			
事業内容	「財田のむかしばなし4話由来の地の看板」（平成元年）と「財田の名所史跡案内看板」（平成25、26年）の清掃及び点検活動を行った。			
実施日時	令和6年11月17日（日）AM9:00～AM10:30			
実施場所	町内の看板設置14カ所			
受益者	財田町民約100人	従事人数	6人	
本事業の評価	町内19か所の看板清掃ができた。2か所の看板は色あせして全体に見えにくいものがあつた・大勢の人に興味関心を持ってもらっている「財田のむかしばなし」由来の地を後世に残していくための重要な事業である。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	2,253円	支出額	2,253円
	内訳 受取交付金	2,253円	内訳 会議費	0円
			消耗品費	2,253円

11. 【自主事業】

事業名	<財TURN*> 財田診療所 第1医師住宅管理事業			
事業目的	移住定住の施策として、財田町へ移住希望者がスムーズに移住を実現できるよう、新しい家を探す間や、リフォームしている間などの滞在拠点として利用できるよう医師住宅の維持管理を行う。			
事業内容	利用者（移住希望者）とまちづくり推進隊財田理事長とが契約を行い、医師住宅を利用してもらった。 1棟の住宅維持管理、利用促進を財TURNが行った。			
実施日時	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
実施場所	財田診療所第1医師住宅			
受益者	移住希望者、利用者延べ4人	従事人数	8人	
本事業の評価	今年度も延べ2組の契約があり、移住促進のため重要な事業である。なお第1医師住宅は、3月末で協定を終了し三豊市へ返還した。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	136,742円	支出額	136,742円
	内訳 受取交付金	70,742円	内訳 消耗品費	4,380円
	受取負担金	66,000円	水道光熱費	45,008円
			修繕費	73,000円
			業務委託費	13,954円
			租税公課	400円

12. 【自主事業】

事業名	<財TURN*> 移住定住促進事業			
事業目的	近年増えつつある財田町への移住者やこれから移住をしようと考えている層へ向け、財田町の生活環境、魅力などの情報を提供し、安心して移住定住できるよう包括的にサポートすることを目的とする。			
事業内容	移住に特化したHP、SNSの運営とSNSでの知名度UPを目的とした広告宣伝を行った。オンラインによる移住相談と移住希望者の包括的なサポート活動を行った。			
実施日時	令和6年4月1日～令和7年3月31日（HPやSNSでの発信）・6回（移住相談ほか）			
実施場所	財田町内他			
受益者	財田町への移住希望者 2人	従事人数	5人	
本事業の評価	移住希望者の経緯や進捗状況について情報共有を行い、今後の定住に向けて有意義なアドバイスを頂くことができた。継続的なHPの運営、活動の紹介を行うことで、知名度が向上し、移住定住に繋がっている事業である。	次年度以降の実施予定	<input checked="" type="checkbox"/> 継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	119,837円	支出額	119,837円
	内訳 受取交付金	103,337円	内訳 会議費	3,604円
	事業収益金	16,500円	消耗品費	61,000円
			通信運搬費	55,233円

13. 【自主事業】

事業名	<財TURN*> 空き家と耕作放棄地活用した移住促進事業			
事業目的	R8年度以降の交付金廃止に伴い今後の運営につき協議した結果、本事業は中止した。			
決算額	収入額	0円	支出額	0円

14. 【自主事業】

事業名	＜宝山湖の彼岸花をまもる会＞ 宝山湖の彼岸花保全事業			
事業目的	秋の宝山湖の景観に花をそえている、彼岸花エリアの保全を継続する。ボランティアを募り、保全活動を継続した結果、多くの人の目を楽しませ、地域の方が親しみを感じる場所となっている。今後も地元の方々や地元企業の協力を得ながら、香川の緊急時の飲料水となる宝山湖の水を守る、小さな力になるよう、次世代へ引き継いでいく。			
事業内容	彼岸花植栽地の雑草対策のため、初夏と開花1ヶ月前の9月に草刈り作業を実施した。			
実施日時	令和6年5月11日（土）AM8:00～ AM10:00 令和6年9月 7日（土）AM8:00～ AM10:00			
実施場所	宝山湖の彼岸花植栽地			
受益者	財田町民ほか植栽地来訪者 約1,000人	従事人数	延べ69人	
本事業の評価	草刈りの維持管理により彼岸花植栽地に花が咲くなど、多くの人に来てもらうための環境整備を行う重要な事業である。	次年度以降の実施予定	継続・廃止	
決算額	収入額	18,326円	支出額	18,326円
	内訳 受取交付金	18,326円	内訳 会議費	9,208円
			燃料費	4,750円
			通信運搬費	4,368円

15. 【寄付金による事業】

事業名	＜宝山湖の彼岸花をまもる会＞彼岸花植栽地の景観対策寄付金事業			
事業目的	本年、宝山湖の彼岸花植栽地一帯を彼岸花の景観を良くするため重機による草刈り作業を行った。			
事業内容	重機による草刈り作業を実施した。			
実施日時	令和6年5月7日（火）AM8:00～AM11:00・9月5日（木）AM8:00～AM11:00			
実施場所	宝山湖 彼岸花植栽エリア			
受益者	財田町民他 約1,000人	従事人数	2人	
本事業の評価	寄付金（令和4年度）を使い草刈り作業を行うことで、参加者の労力軽減や作業時間の短縮につながっている。	次年度以降の実施予定	継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	110,680円	支出額	110,680円
	内訳 受取交付金	0円	内訳 会議費	680円
	繰越金 （R4に歳入の あった寄附金 により実施）	110,680円	業務委託費	110,000円

16. 【移譲業務】

事業名	三豊市自治会連合会財田支部			
事業目的	財田町の各自治会から選出された自治会長をもって構成し、自治会間の連絡を密にし、相互に協調し、地域社会の発展と福祉の向上に寄与することを目的とする。			
事業内容	自治会連合会財田支部に関する一切の事務を行った。 総会、役員会、研修会、街頭交通監視等			
実施日時	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
実施場所	財田町内 財田町公民館			
受益者	自治会長ほか13,200人	従事人数	36人	
本事業の評価	地域社会の発展と福祉の向上に寄与することができる事業である。	次年度以降の実施予定	<input checked="" type="checkbox"/> 継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	170,000円	支出額	170,000円
	内訳 受取交付金	170,000円	内訳 支払助成金	170,000円

※ 三豊市自治会連合会財田支部（別会計）で実施

17. 【移譲業務】

事業名	三豊市地区衛生組織連合会財田支部			
事業目的	三豊市地区衛生組織連合会（以下「連合会」という。）と密接な連携を保ち、支部内の衛生組織相互の緊密な連帯のもとに、市民の保健増進と環境衛生の向上を図り、健康で住みよい社会の建設に資することを目的とする。			
事業内容	地区衛生組織連合会財田支部に関する一切の事務を行った。 総会、役員会、研修会、道路・河川清掃関係等			
実施日時	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
実施場所	財田町内 財田町公民館 研修地			
受益者	財田町民、地区衛生委員 13,200人	従事人数	36人	
本事業の評価	健康で住みよい社会の建設に資する事業である。	次年度以降の実施予定	<input checked="" type="checkbox"/> 継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	—	支出額	—

※ 三豊市地区衛生組織連合会財田支部（別会計）で実施

18. 【移譲業務】

事業名	交通安全			
事業目的	財田町民及び通勤、通学者に対する交通安全意識向上のため、交通安全活動を行う。			
事業内容	交通指導員、交通安全協会役員ほか関係者が参加し交通安全期間に交通安全啓発街頭キャンペーンを行った。			
実施日時	令和6年4月10日（水）AM7:30～AM8:00・7月5日（金）AM7:30～AM8:00 ・9月30日（月）PM5:00～PM5:30			
実施場所	財田支所前			
受益者	財田町民ほか 1,500人	従事人数	延べ 46人	
本事業の評価	通勤、通学者に対する交通安全意識向上に資する事業である。	次年度以降の実施予定	<input type="checkbox"/> 継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	6,562円	支出額	6,562円
	内訳 受取交付金	6,562円	内訳 会議費	6,562円

19. その他

事業名	取次業務			
事業目的	グリーンパトロール隊とは、子どもの下校時の安全を地域の目で見守るボランティア隊で、安全な町づくりを目指している。			
事業内容	パトロール時の窓口対応（青パトに必要な用具、車のカギの受渡）、備品等の管理（携帯電話、ベスト、回転灯）など推進隊への委託業務のみ行う。			
実施日時	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
実施場所	まちづくり推進隊財田 事務局			
受益者	財田町民ほか 1,000人	従事人数	2人	
本事業の評価	グリーンパトロール隊及び少年育成センターとの取次を行うことができた。	次年度以降の実施予定	<input type="checkbox"/> 継続・ <input type="checkbox"/> 廃止	
決算額	収入額	—	支出額	—

3 総会、代議員会、理事会等の開催状況

(1) 総会の開催状況

会議名	開催日時	出席状況	審議及び議決内容
令和6年度 通常総会	R6年4月19日(金) PM7:00~PM8:20	会員総数74名 うち出席者53名 (うち本人出席28名、 委任状出席25名)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度事業報告及び収支決算報告について(可決) ・令和5年度会計監査報告について(可決) ・令和6年度事業計画(案)及び収支予算(案)について(可決) ・定款変更について(可決)

(2) 理事会等の開催状況

会議名	開催日時	出席状況	審議及び議決内容
第1回 理事会	R6年4月15日(月)	理事 9名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度通常総会提出議案について(可決) ・令和6年度新規活動提案について(可決)
	PM7:00~PM9:00	監事 2名	
第2回 理事会	R6年5月21日(火)	理事 10名	<ul style="list-style-type: none"> ・車両管理規程(案)の作成について(可決) ・活動提案追加について(可決) ・NPO基金補助金交付申請について(可決)
	PM7:00~PM9:05	監事 2名	
第3回 理事会	R6年6月18日(火)	理事 10名	<ul style="list-style-type: none"> ・旅費交通費規程及び就業規則の条文追加・字句等追加変更について(案)(可決) ・7町合同の広報誌発行について(案)(否決)
	PM7:30~PM8:25	監事 2名	
第4回 理事会	R6年7月12日(金)	理事 10名	<ul style="list-style-type: none"> ・第1四半期決算について(可決)
	PM7:00~PM8:20	監事 2名	
第5回 理事会	R6年8月23日(金)	理事 9名	<ul style="list-style-type: none"> ・提出議案なし
	PM7:00~PM8:05	監事 1名	
第6回 理事会	R6年9月20日(金)	理事 11名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度事業計画(案)の提出について(可決)
	PM7:00~PM8:40	監事 1名	
第7回 理事会	R6年10月18日(金)	理事 9名	<ul style="list-style-type: none"> ・第2四半期までの決算について(可決)
	PM7:00~PM8:35	監事 2名	
第8回 理事会	R6年11月19日(火)	理事 10名	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局規程(案)について
	PM6:55~PM7:25	監事 2名	
第9回 理事会	R6年12月10日(火)	理事 10名	<ul style="list-style-type: none"> ・提出議案なし
	PM7:00~PM7:40	監事 1名	
第10回 理事会	R7年1月21日(火)	理事 10名	<ul style="list-style-type: none"> ・第3四半期までの決算について(可決)
	PM7:00~PM8:00	監事 2名	
第11回 理事会	R7年2月21日(金)	理事 12名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度活動提案について(可決) ・防災部会(防災関連事業)の予算変更(案)について(可決)
	PM7:00~PM7:55	監事 2名	
第12回 理事会	R7年3月17日(月)	理事 10名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度事業計画書及び収支予算書(案)について(可決) ・役員改選について(可決) ・会員の中で退会を希望される方への案内について(可決)
	PM7:00~PM8:00	監事 2名	
三役会	R6年3月11日(火)	理事 3名	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度収支予算(案)について ・次期役員数について ・その他
	PM5:20~PM6:45		
推進隊 検討 委員会	R6年12月23日(月)	理事 5名	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のまちづくり推進隊財田の方向性について
	PM7:00~PM8:30		

様式第 18 号 (第 12 条関係)

決算監査報告書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
理事長 菅原 順三 様

令和 6 年度 (令和 6 年 4 月 1 日~令和 7 年 3 月 31 日まで) の事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

令和 7 年 4 月 11 日

監事

伊藤 悟



令和 7 年 4 月 11 日

監事

秋山 嵩火



決算報告書

第 13期

自 令和6年 4月 1日

至 令和7年 3月31日

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

香川県三豊市財田町財田上2 1 7 1 番地 1

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

自 令和6年 4月 1日 至 令和7年 3月31日

【経常収益】			
売上高		172,000	
【受取助成金等】			
受取負担金	126,000		
受取交付金	7,841,024	7,967,024	
【事業収益】			
その他事業収益		16,500	
【その他収益】			
受取 利息	1,189		
雑 収 益	3,080	4,269	
雑収入		19,200	
経常収益 計			8,178,993
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
材料費 (事業)	52,933		
業務委託費(事業)	147,669		
諸 謝 金(事業)	44,084		
印刷製本費(事業)	57,140		
会 議 費(事業)	40,217		
通信運搬費(事業)	70,421		
消耗品 費(事業)	163,706		
修 繕 費(事業)	73,000		
水道光熱費(事業)	47,236		
賃 借 料(事業)	32,300		
燃料費 (事業)	20,417		
保 険 料(事業)	18,475		
支払助成金	170,000		
租税 公課(事業)	400		
その他経費計	937,998		
事業費 計		937,998	
【管理費】			
(人件費)			
給料 手当	5,308,050		
役員議事報償費	253,500		
法定福利費	882,806		
人件費計	6,444,356		
(その他経費)			
印刷製本費	74,312		
会 議 費	4,886		
旅費交通費	16,540		
車両燃料費	3,570		
通信運搬費	161,776		
消耗品 費	153,367		
修 繕 費	68,860		
水道光熱費	75,900		
減価償却費	111,320		
保 険 料	91,031		
諸 会 費	4,375		
リース 料	53,784		
支払手数料	1,000		
その他経費計	820,721		
管理費 計		7,265,077	
経常費用 計			8,203,075
当期経常増減額			△ 24,082
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 24,082
法人税、住民税及び事業税		105,100	
当期正味財産増減額		△ 129,182	
前期繰越正味財産額		1,573,635	
次期繰越正味財産額		1,444,453	

特定非営利活動に係る事業会計損益計算書

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財団

[税込] (単位: 円)

全事業所 自 令和6年 4月 1日 至 令和7年 3月31日

【経常収益】		
売上高	172,000	
【受取助成金等】		
受取負担金	126,000	
受取交付金	7,841,024	
【事業収益】		
その他事業収益	16,500	
【その他収益】		
受取利息	1,189	
雑収益	3,080	
雑収入	19,200	
経常収益計	8,178,993	8,178,993
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
人件費計	0	
(その他経費)		
材料費(事業)	52,933	
業務委託費(事業)	147,669	
諸謝金(事業)	44,084	
印刷製本費(事業)	57,140	
会議費(事業)	40,217	
通信運搬費(事業)	70,421	
消耗品費(事業)	163,706	
修繕費(事業)	73,000	
水道光熱費(事業)	47,236	
賃借料(事業)	32,300	
燃料費(事業)	20,417	
保険料(事業)	18,475	
支払助成金	170,000	
租税公課(事業)	400	
その他経費計	937,998	
事業費計	937,998	937,998
【管理費】		
(人件費)		
給料手当	5,308,050	
役員議事報償費	253,500	
法定福利費	882,806	
人件費計	6,444,356	
(その他経費)		
印刷製本費	74,312	
会議費	4,886	
旅費交通費	16,540	
車両燃料費	3,570	
通信運搬費	161,776	
消耗品費	153,367	
修繕費	68,860	
水道光熱費	75,900	
減価償却費	111,320	
保険料	91,031	
諸会費	4,375	
リース料	53,784	
支払手数料	1,000	
その他経費計	820,721	
管理費計	820,721	7,265,077
経常費用計	8,203,075	8,203,075
当期経常増減額	△ 24,082	△ 24,082
【経常外収益】		
経常外収益計	0	0
【経常外費用】		
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額	△ 24,082	
法人税、住民税及び事業税	105,100	
当期正味財産増減額	△ 129,182	
前期繰越正味財産額	1,573,635	
次期繰越正味財産額	1,444,453	1,444,453

貸借対照表

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和7年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	73,976
小口 現金	16,624	預り金 (源泉所得税)	△ 3,572
普通 預金	1,303,745	預り金 (住民税)	4,900
現金・預金 計	1,320,369	流動負債 計	75,304
流動資産合計	1,320,369	負債合計	75,304
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
構 築 物	2	前期繰越正味財産額	1,573,635
機械及び装置	152,003	当期正味財産増減額	△ 129,182
什器 備品	47,382	正味財産 計	1,444,453
有形固定資産 計	199,387	正味財産合計	1,444,453
工具器具備品	1		
固定資産合計	199,388		
資産合計	1,519,757	負債及び正味財産合計	1,519,757

財 産 目 録

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和7年 3月31日 現在

		《資産の部》	
【流動資産】			
(現金・預金)			
小口 現金	16,624		
普通 預金	1,303,745		
現金・預金 計	<u>1,320,369</u>		
流動資産合計		1,320,369	
【固定資産】			
(有形固定資産)			
構 築 物	2		
機械及び装置	152,003		
什器 備品	47,382		
有形固定資産 計	<u>199,387</u>		
工具器具備品	1		
固定資産合計		<u>199,388</u>	
資産の部 合計			1,519,757
《負債の部》			
【流動負債】			
前受交付金	73,976		
預り金 (源泉所得税)	△ 3,572		
預り金 (住民税)	4,900		
流動負債 計	<u>75,304</u>		
負債の部 合計			<u>75,304</u>
正味財産			<u><u>1,444,453</u></u>

全 役 員 名 簿

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田

役 名	氏 名	住 所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	菅原 順三	三豊市財田町財田上3882	令和6年4月1日～令和7年3月31日	無
副理事長	白川 洋二	三豊市財田町財田上6738-1	令和6年4月1日～令和7年3月31日	無
副理事長	橋本 純子	三豊市財田町財田上905-1	令和6年4月1日～令和7年3月31日	無
理 事	鈴木 朝則	三豊市財田町財田上1943	令和6年4月1日～令和7年3月31日	無
理 事	秋山 秀和	三豊市財田町財田中3547-5	令和6年4月1日～令和7年3月31日	無
理 事	近藤 美代子	三豊市財田町財田中1622-2	令和6年4月1日～令和7年3月31日	無
理 事	中嶋 智子	三豊市財田町財田上1590	令和6年4月1日～令和7年3月31日	無
理 事	森 啓一	丸亀市垂水町3074-4	令和6年4月1日～令和7年3月31日	無
理 事	石井 章弘	三豊市財田町財田上3264-5	令和6年4月1日～令和7年3月31日	無
理 事	佐長 光祥	三豊市財田町財田上6986	令和6年4月1日～令和7年3月31日	無
理 事	川端 健司	三豊市財田町財田中4536-1	令和6年4月1日～令和7年3月31日	無
理 事	山岡 正士	三豊市財田町財田中2592	令和6年4月1日～令和7年3月31日	無
監 事	伊藤 悟	三豊市財田町財田上5626-4	令和6年4月1日～令和7年3月31日	無
監 事	秋山 篤史	三豊市財田町財田上361-1	令和6年4月1日～令和7年3月31日	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊財田と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市財田町財田上 2171 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい財田町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事3人以上13人以内

(2) 監事2人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。ただし、役員全員が辞任し、新たに後任の役員が選任されたときは、後任の役員が選任された日を起算日として新たな任期とする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。また、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終了するまでを任期とする。
- 6 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 理事の選任又は解任

(7) 監事の選任又は解任

(8) 理事及び監事の職務及び報酬

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることが

できる。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、一般会員総数の 2 分の 1 以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 4 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の 2 分の 1 以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者もしくは表決委任者があるときは、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決

を経なければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

- 2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（前条第1項第4号及び第5号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第54条 この法人の活動区域は、香川県三豊市財田町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑則

(雑則)

第56条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 秋山 秀和
副理事長 近藤 美代子

副理事長	鈴木	朝則
理事	秋山	勇
理事	伊藤	勝
理事	小野	詔子
理事	川崎	保彦
理事	久保	義博
理事	白川	洋二
理事	谷	邦男
理事	中原	優季
監事	菅原	順三
監事	前田	昭文

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。